



調査票の目次

* 項目をクリックすると、該当のページに飛ぶことができます。

回答状況

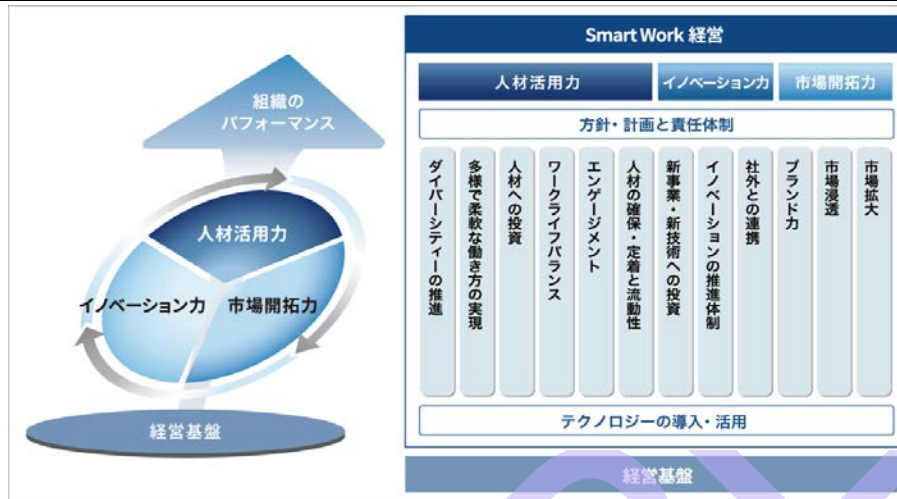
I.	事業内容、顧客層、拠点	A共通
II.	ガバナンス	A共通
III.	社会貢献活動	A共通
IV.	人材活用	B共通
1)	基本情報	B共通
2)	労働時間、休暇取得、健康保持・増進	B共通
3)	ダイバーシティの推進	B共通
4)	多様で柔軟な働き方	B共通
5)	人材への投資	B共通
6)	エンゲージメント・モチベーション向上	B共通
V.	情報開示	C SW
VI.	方針・計画と責任体制	C SW
VII.	テクノロジーの導入・活用	C SW
VIII.	イノベーション	D SW
1)	イノベーションの推進体制	D SW
2)	社外との連携	D SW
3)	イノベーションへの投資、イノベーション人材	D SW
4)	新製品・サービスの投入	D SW
IX.	市場開拓	D SW
1)	広報・広告宣伝	D SW
2)	顧客対応・顧客把握	D SW
3)	市場シェア	D SW
4)	海外進出	D SW
X.	環境・社会・経済の課題解決の推進方針・体制	E SDGs
1)	環境・社会・経済の課題解決（SDGs への貢献）に対する方針	E SDGs
2)	報告とコミュニケーション	E SDGs
3)	環境・社会・経済の課題解決（SDGs への貢献）の推進体制	E SDGs
4)	環境・社会・経済の課題解決（SDGs への貢献）の浸透のための取り組み	E SDGs
XI.	経済価値～事業を通じた環境・社会・経済の課題の解決	E SDGs
XII.	環境価値	E SDGs
1)	環境経営の方針	E SDGs
2)	環境負荷データ ☆この項のみ、8/26～9/6に追加・修正が可能です	E SDGs
3)	環境課題の解決のための取り組み	E SDGs
XIII.	社会価値	E SDGs
1)	人権の尊重	E SDGs
2)	その他社会的責任	E SDGs
XIV.	その他	E SDGs

「共通」のシートにありますが、4)～6)はスマートワーク経営調査のみで使います。

- : SW・SDGsの共通設問です
- : Smart Work調査でのみ使用する設問です
- : SDGs調査でのみ使用する設問です

日経「スマートワーク経営」調査の設計

日経グループは、新たな時代に競争力を発揮する企業経営のあり方として「Smart Work」を提案します。企業の持続的発展には、最も重要な経営資源である従業員の能力を最大限に活用することが必須です。「Smart Work」とは、多様で柔軟な働き方の実現等により人材を最大限活用するとともに、イノベーションを生み、新たな市場を開拓し続ける好循環を作り、生産性など組織のパフォーマンスを最大化させることを目指す経営戦略です。



調査の設計は、慶應義塾大学大学院 商学研究科 鶴光太郎教授をはじめ、慶應義塾大学商学部 山本勲教授、学習院大学経済学部 滝澤美帆准教授に監修いただきました。

この調査を元に、働き方改革や技術革新の実態を把握し、企業競争力の強化に向けた研究にも取り組みます。全ての質問を「スマートワーク経営」を測る指標として利用するものではありません。

日経「SDGs経営」調査の設計

貧困や気候変動など世界が直面する課題解決のため、2015年に国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは全てのステークホルダーに行動を求めています。中でも企業はビジネスを通してSDGs達成に大きく貢献することが期待されています。企業がSDGsを経営に取り入れ、課題解決につながる事業を構築したり、新たなイノベーションを起こすことで、企業の持続的成長につながられます。また環境、社会、企業統治を重視するESG投資の拡大や消費者意識の変化などにみられるように、投資家や消費者はSDGsに積極的に取り組む企業を評価する傾向がますます強まっています。

日本経済新聞社はSDGsを経営と結びつけることで、事業を通じて社会・経済・環境の課題解決に取り組み、企業価値向上につなげている企業を評価するとともに、SDGs達成を後押しします。



調査の設計は、一橋大学大学院 経営管理研究科 伊藤邦雄特任教授に監修いただきました。

設問新旧対応表（昨年Q番号が書かれていても、全く同一の設問とは限らないのでご注意ください）

今年Q	昨年Q	内容	今年Q	昨年Q	内容
I. 事業内容、顧客層、拠点			BQ32	Q50	スキル向上・学び直し支援
AQ1	Q1	業種	BQ33	Q51	スキル・キャリア開発支援施策
AQ2	Q2	売上高構成比	BQ34	Q52	キャリア向上支援
AQ3	Q3	拠点・地域	BQ35	Q53	退職者の再雇用
AQ4	Q4	海外拠点の種類	BQ36	Q54	非正規雇用者の無期・直雇用転換
AQ5	Q5	海外主要市場	6)エンゲージメント・モチベーション向上		
AQ6	Q6	コーポレートサイト	a. 従業員調査		
II. ガバナンス			BQ37	Q56	従業員調査の実施
AQ7	Q8	経営トップ	b. 賃金体系		
AQ8	Q9	取締役	BQ38	Q58	給与
AQ9	新規	指名委員会・報酬委員会設置	BQ39	Q59	基本給の構成比率
AQ10	新規	取締役会および指名・報酬委員会	BQ40	Q60	正社員と非正社員の待遇差
AQ11	新規	取締役会および各委員会の議長	BQ41	新規	同一労働同一賃金への対応
AQ12	新規	社外取締役の出席率	c. 人事評価制度		
AQ13	Q10	顧問または相談役制度	BQ42	Q61	人事考課の評価結果開示
AQ14	Q12	経営トップの後継者育成	BQ43	Q62	公正で客観的な人事考課
AQ15	Q11	業績連動型報酬	V. 情報開示		
AQ16	新規	役員報酬の非財務の決定要素	CQ1	Q14	開示状況
AQ17	新規	株主総会の透明性	VI. 方針・計画と責任体制		
AQ18	新規	投資家向け説明会・ミーティング	CQ2	Q19	取組を開始した時期
AQ19	新規	ガバナンスの実効性を高める取り組み	CQ3	新規	ホワイトカラーの生産性向上を測る指標
AQ20	新規	政策保有株式	CQ4	新規	生産性向上の施策
III. 社会貢献活動			CQ5	Q20	人材活用に関する定量的な目標
AQ21	新規	ボランティア活動への参加	CQ6	Q16	イノベーションの定義
AQ22	Q13	社会貢献活動費	CQ7	Q21	イノベーションに関する定量的な目標
IV. 人材活用			CQ8	Q17	市場開拓の定義
1) 基本情報			CQ9	Q22	市場開拓に関する定量的な目標
BQ1	Q24	人事・労務系設問の回答範囲	CQ10	Q18	統括責任者
BQ2	Q27	従業員の人数	VII. テクノロジーの導入・活用		
BQ3	Q63・64	入社人数	CQ11	Q32・77・8	導入しているテクノロジー
BQ4	Q65	離職人数	CQ12	Q32・77・8	活用事例
BQ5	Q25・26	職掌・職種別構成比率	VIII. イノベーション		
BQ6	Q28	平均勤続年数	1) イノベーションの推進体制		
BQ7	Q29	役職者の人数	DQ1	Q73・74	推進するための制度・仕組み
BQ8	Q31	海外赴任者	DQ2	Q75	社内ベンチャー
2) 労働時間、休暇取得、健康保持・増進			DQ3	Q76	開発力・モチベーション向上
BQ9	新規	標準的な所定労働時間	DQ4	Q82	知的財産権の対象
BQ10	Q67	年間総実労働時間	DQ5	Q83	知的財産の方針・体制
BQ11	Q68	法定時間外労働の状況	2) 社外との連携		
BQ12	Q70	休日の状況	DQ6	Q78	イノベーション推進施策
BQ13	Q69・71	労働時間適正化・休暇取得奨励	DQ7	Q79	共同開発・研究先
BQ14	Q72	メンタルヘルス不調による休職・退職	DQ8	Q80	共同開発・研究件数
3) ダイバーシティの推進			DQ9	Q81	他社との協業
BQ15	Q33・35・38・39	推進するための施策	3) イノベーションへの投資、イノベーション人材		
BQ16	Q34	60歳以上の従業員の雇用	DQ10	Q84	研究開発費・ICT投資額
BQ17	Q36	障害者雇用率	DQ11	Q85	研究職等の人数
BQ18	Q37	障害者雇用の状況	DQ12	Q86	AI・IoT・ビッグデータ
4) 多様で柔軟な働き方			DQ13	新規	イノベーション人材育成のための施策
a. 正社員の多様な勤務体系			4) 新製品・サービスの投入		
BQ19	Q40	職務限定正社員	DQ14	Q87・88	主力事業における新製品・新規事業
BQ20	Q40	勤務地限定正社員	IX. 市場開拓		
BQ21	Q40	転換制度	1) 広報・広告宣伝		
BQ22	Q46	住居の移転を伴う転勤に関する施策	DQ15	Q90	広告宣伝費
b. 時間に関する多様で柔軟な働き方			DQ16	Q91	アプリやSNSの活用
BQ23	新規	短時間勤務の条件	2) 顧客対応・顧客把握		
BQ24	Q41	短時間勤務	DQ17	Q93	顧客対応力向上のための施策
BQ25	Q42	育児・介護休業	DQ18	Q94	顧客満足度調査
BQ26	Q43	休職からの復帰支援	3) 市場シェア		
BQ27	Q44	時間についての多様で柔軟な働き方	DQ19	Q95	高シェア事業
c. 場所に関する多様で柔軟な働き方			4) 海外進出		
BQ28	Q45	場所についての多様で柔軟な働き方	DQ20	新規	海外スタッフの割合
d. 社外活動			DQ21	Q96	海外スタッフの定着率
BQ29	Q47	従業員の社外活動支援	DQ22	Q97	海外法人の日本人取締役の割合
BQ30	Q48	副業・兼業	DQ23	Q98	海外現地法人での従業員意識調査
5) 人材への投資			DQ24	Q99	海外現地スタッフへの施策
BQ31	Q49	研修費用			

ご回答の入力方法、ご回答に際してのお願い事項

ご回答の入力方法

一部の項目については、前のご回答を打ち出して表示しています。
薄紫色のセルは確認用(今回の評価には不使用)のため修正できませんが、クリーム色のセルに差し込まれた数字は修正が可能です。修正・訂正がある場合には書き換えてください。変更する際、備考欄等へのメモは不要です。

【該当する選択肢をひとつだけ選ぶ設問について】
当てはまる選択肢の番号を、右の枠内に入力してください。

ご回答例) Q1. 持株会社制を採用していますか。

1. 採用していない、または事業持株会社制である 2. 純粋持株会社制を採用している

(ひとつだけ)

2

【該当する選択肢をいくつでも選ぶ設問について】
該当する選択肢番号の左にあるクリーム色の枠に、「1」を入力してください。

ご回答例) Q8. 社会貢献活動としてどのような活動を行っていますか。(いくつでも)

1	1. 災害支援		4. 健康・医学		7. 教育		10. 地域社会の活動
1	2. 国際交流・協力	1	5. スポーツ		8. 芸術・文化		11. いずれもない
	3. 社会福祉	1	6. 学術・研究	1	9. 環境保全		

1, 2, 5, 6, 9が該当

【「その他」の横に自由記入欄がある場合】

「その他」に1を立えた場合は必ずご記入ください。回答欄のサイズが、想定している文字数の目安になります。特に文字数制限は設けておりませんが、極端な文字数オーバーは避けてください。また、回答欄に表示されない部分を備考欄などに記入することをご遠慮ください。

【文章でご記入いただく自由記入欄について】

目安の文字制限を設けています。文字数カウンタがついていますので、指定された範囲内で簡潔にご記入ください。内容はデータ抽出して確認しますので、セル内改行や簡条書きはできるだけ避け、文章でご記入ください。

ご回答に際してのお願い事項

【数量値全般について】

ご回答内容は指標値または集計値の形で使用し、個々の回答内容を事前の許諾なしに媒体で公表することはありません。ランキング調査の特性上、フランク回答は評価上不利になってしまいますので、概数でも可能な限りご回答ください。

金額をお答えいただく設問で、単位に満たない場合(百万円単位での記入だが、百万円に満たない場合)には「0」と入力してください。

【備考欄について】

質問の回答について補足説明が必要な場合は、各セクション末尾の【備考欄】をご使用ください。

具体的には、入力規制の関係などで正しい回答が回答欄に入力できない場合や、カウントの仕方により回答の値が異なる場合などにご使用いただく欄です。

備考欄は、「その他」や自由記述のご記入欄に入りきれない内容を記入する欄ではありません。

自由記述部分の追加説明や、調査票と直接関係ない自己アピール等の記入はご遠慮ください。

また、空シートへの補足事項の記入や、調査票以外のファイルの添付などもご遠慮ください。

年度の考え方

当調査では、「2018年度」=「2018年4月～2019年3月の間に終了した決算期」と定義しています

(例: 12月決算の場合→2018年12月期、3月決算の場合→2019年3月期)。

原則、会計上の決算期と同じベースでご回答ください。

人材活用セクションは、12ヶ月の数字であれば、決算期間と一致していなくても構いません。

(例: 決算は12月期だが、労務管理上の値は4月～3月で集計⇒再集計せず、そのまま回答してOK)

直近3年の間に決算期変更を行っている場合は、決算期変更の内容と、どの部分のご回答が12ヶ月分の数字でないかを備考欄にご記入ください。

調査時点の前後で制度が変更になっている場合のご回答方法

原則、調査時点で既に運用が開始されている制度についてご回答をお願いします。

実施予定であっても、現在実施していない制度・施策については含めずお答えください。

ご回答の範囲について

【セクションごとのご回答範囲一覧】

I. 事業内容、顧客層、拠点	連結ベース
II. ガバナンス	ご回答企業単独ベース
III. 社会貢献活動	連結ベース
IV. 人材活用	単独ベース(純粋持株会社の場合は、主要な事業会社単体ベース) BQ1でご回答の範囲を選択していただきますので、その範囲に沿ってご回答ください。 BQ2~BQ43のご回答のペースは必ず揃えてください。 特にBQ2の正社員に関する設問は、比率算出時分母になる重要な設問です。 ご回答範囲の選択においては、BQ2を回答できることを前提としてください。
V. 情報開示 ~ IX. 市場開拓	連結ベース ※連結でのご回答が難しい場合は、把握している範囲内でのご回答でも構いませんが、連結全体でご回答いただくよりも不利になる可能性があります。
X. 環境・社会・経済の課題解決 (SDGs への貢献)の推進方針・体制	ご回答企業単独ベース
X I. 経済価値~事業を通じた環境・社会・経済の課題の解決(SDGsへの貢献)	EQ14はご回答企業単独ベース EQ15は連結ベース
X II. 環境価値~ X IV. その他	設問に範囲の明記が無い場合は連結ベース ただし取り組みについて、以下の内容は含めずお答えください。 ・自社内の一部の事業所や事業部門が独自の判断で実施 ・自社内で実施せず、グループ企業のみで実施 ※自社が純粋持株会社の場合は、自社単体の範囲に 主要な事業会社を含めてお答えください(原則1~2社を想定しています)。 ※範囲の指定がある設問については指定の範囲に応じてご回答ください。

【純粋持株会社制を採用している企業の回答方法】

■BQ1 ご回答の範囲

持株会社がグループの管理・運営のみでなく、不動産業などの一部事業を行っている場合であっても、グループ全体の売上高に占める割合が軽微であり、主要な事業を全て事業会社に譲渡している場合は当調査では純粋持株会社制に準じる会社とみなし、主要な事業会社でのご回答をお願いしています。

■BQ1SQ1 主要な事業会社

「主要な事業会社」にご記入いただく社数に制限は設けておりませんが、以降「人材活用」セクションでのご回答をお願いしている設問については**ここでご回答いただいた企業の単独数値を全て合算していただく形になります**(原則1~2社を想定しています)。

「主要な事業会社」について厳密な定義はしていませんが、原則として、グループ会社のうち、**売上高または従業員が最も大きい企業(または合算したら一番大きくなる)**を想定しています。
持株会社単体でなくても、本社部門を担当する事業会社などでの回答は調査の趣旨に合いません。

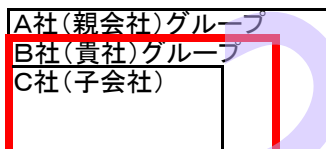
調査の趣旨に合う回答範囲は目安として

- ・正社員(BQ2①a.全体)が1,000人以上
- ・1,000人に満たない場合は、連結従業員数の3割以上

です。これを満たさない場合は、**純粋持株会社でなくても、事業会社での回答をご検討ください。**

【貴社が外資系企業など、貴社よりも大きいグループ企業の傘下である場合の回答方法】

当調査の「連結」とは原則として自社および自社の連結子会社等を指し、**自社の親会社は含まれません。**



左図の場合(貴社=B社)、ご回答の範囲は赤枠の部分となります。

- ・連結でご回答いただくセクションでも、**A社グループでの回答はできません。**(⇒一部例外あり: CQ1、DQ10)
- ・貴社の子会社であるC社は、連結に含めて構いません。

ただし、制度についてご回答いただく設問で、親会社に制度があり貴社にも適用されている場合には「実施している」と回答して問題ありません。

■CQ1 開示している内容

必ずしも自社単独で資料公開をしている必要はありません(親会社のCSR報告書などで開示されていてもOK)。ただし、**親会社グループのグループ全体数値のみの公表の場合は「開示している」ではなく、「2.親会社がグループ全体の数値を開示」として**ください。

貴社の社名付きで公開されているもののみを「3.自社の数値を開示している」とみなします。

記入上の注意事項

AQ2 BtoC比率 について

【BtoB取引とBtoC取引の基本的な考え方】

■製造業

原料、素材、部品→BtoB

完成品→業務用・法人(個人事業主を含む)向け商品はBtoB

家庭用・個人向け商品はBtoC

※直接の販売先は卸でも、最終的にスーパーや小売店等に並ぶ商品はBtoCとしてください。

通常は部品として工場に出荷するが、一部個人向けに直販を行っている場合→直販部分はBtoC

■流通業

卸売業、商社→BtoB(ただし自社ブランドの製品等については下記参照)

小売業、インターネットや通販による個人向け直販→BtoC

■インフラ業(電力・ガス・通信・運輸等)、住宅・建設・不動産業、情報・サービス業

事業所向け、法人契約→BtoB

一般家庭向け、個人契約→BtoC

■金融業

事業所向け貸付・融資、法人契約→BtoB

個人向け貸付・融資、個人契約→BtoC

※金融業の場合は営業収益・経常収益に占める割合ではなく貸付金や契約高の比率でご回答ください。

【BtoB取引とBtoC取引の考え方:具体例】

	BtoB	BtoC
石油	軽油・重油・ジェット燃料等、 主に事業用に使われる製品の売上	ガソリン・灯油等、主に乗用車や 家庭で使われる製品の売上
自動車	商用車(バス、トラック等)	乗用車
車載製品	OEM製品(メーカーライン標準装着のもの)	市販品、ディーラーでのオプション
医薬品	処方薬(調剤薬局・医療機関への売上)	大衆薬(ドラッグストア等への売上)
飲料	飲食店向け *把握していない場合は、業務用製品の売上	小売店、自動販売機向け *把握していない場合は、業務用製品以外の売上
家電製品	OEM生産による売上	自社ブランド製品の売上
住宅用設備	建設・リフォーム会社を通じての売上 (個人向け住宅用の設備を含む)	家電量販店・DIY用品店・ショールーム等 を通じての売上、直販による売上
建設	発注者が法人の売上すべて (居住用施設も含む)	
不動産賃貸・開発	オフィスビル・事業用施設にかかる収入	居住用施設にかかる収入
専門商社	右記に該当しないものすべて	(自社で製造を行っていない場合であっても) 自社ブランドを冠した製品 自社直営店舗での売上
電力・ガス・通信等	一般的に事業所・個人商店等が 契約することが多い契約プランの収入	一般的に個人が契約することが 多い契約プランの収入
鉄道・バス・航空	法人契約による売上 貨物輸送の売上	法人契約以外の旅客輸送売上 旅行代理店向け売上
銀行・その他金融	事業所・法人向け融資 (個人事業主向けの事業用融資含む)	個人向け融資(住宅ローンなど)
証券	法人口座の証券取引の手数料収入 特定投資家向け取引の手数料収入 *把握していない場合は、 相対取引等での手数料収入	個人口座の証券取引の手数料収入 *把握していない場合は、 通常の市場取引での手数料収入
ネットサービス・放送	広告掲載による収入 法人の有料会員登録・課金による収入	個人の有料会員登録・課金による収入

AQ22 社会貢献活動費 について

【社会貢献活動費に含めていただきたいもの】

- 社会貢献活動に関わる寄付金
※寄付金には一般寄付金を含みませんが、社会貢献活動に関わるものであれば、社会貢献活動費には含めて構いません。
- 自社保有施設の開放(施設利用費を金額換算したもの)
- 社会貢献活動への社員参加、業務の一環としての地域行事参加・講演会講師にかかる人件費
- 自社製品の現物寄付(帳簿上の金額換算額)
- 企業財団等への出資金
※自社が母体の場合も、財団法人の支出額ではなく貴社から財団法人への今年度出資額をご記入ください。

【社会貢献活動費から除いていただきたいもの】

- 営利法人や営利目的の事業に対する寄付・出資・協賛
- 広告・宣伝や自社の製品開発・技術開発を主たる目的とした事業への出資
- 業界団体等の会費
- 企業としての支出ではなく、社員や顧客・ユーザーが自社を経由して寄付した金額
(社員募金、マッチングギフト・マッチング寄付の個人支出分等)
⇒社会貢献活動費とは別枠で、「c. a以外で自社を経由して寄付」としてご回答ください。

BQ1SQ2 決算数値 について

【対応する勘定科目】

人件費	給与・賞与、福利厚生費、法定福利費、退職給付費用・退職給付引当金繰入額、役員報酬、役員賞与引当金繰入額、役員退職慰労金、役員退職慰労引当金繰入額 など
減価償却費	有形、無形、投資その他の資産の減価償却費 など ※のれん、繰延資産の償却は除く

BQ2～ 従業員 の区分について

従業員の区分は各社状況が異なりますので、貴社の実情に合わせてご回答可能な区分に読み替えてご回答ください。なお、当調査では概ね以下のような区分を想定しております。下記にできるだけ近い区分でのご回答をお願いします。

従業員	直接雇用関係のある労働者（会社法上の役員、派遣社員を除く）
正社員	直接雇用関係のある労働者のうち無期雇用のフルタイム勤務で、正社員・正職員等とされている人を指します。
非正社員	直接雇用関係のある労働者のうち、有期契約であったり、フルタイム勤務でなかったりするなど、正社員とされていない人を指します。（例：契約社員、パート・アルバイト、嘱託社員など）
有期フルタイム	所定労働時間・日数が正社員と同程度で、有期契約に基づき直接雇用されている方。区別があいまいな場合は社会保険加入者数でお答えください。
定年後継続雇用	60歳定年を迎えた後、嘱託など正社員以外の雇用形態で継続雇用されている方。特に雇用形態を変えない場合は、こちらに含めず正社員のうち60代以上に含めてください。
派遣社員	「労働者派遣法」に基づき、派遣元事業所より派遣されている人を指します。
外国人正社員	日本の国籍を持たず、ハローワークに届出が必要な（特別永住者を除く）人で、原則として「日本国内で勤務する外国籍の社員」を指しています。 「人材活用」設問をグループ回答される場合でも、海外子会社勤務の方などは除いてください。 正確な人数が不明な場合は、就労ビザ取得人数などで代替してご回答いただくことも可能です。 一部の人数が不明の場合は、把握している範囲でご記入ください(単体のみ、本社のみなど)。
執行役員	・執行役員および会社法上の役員(取締役)ではないが、職階や待遇が役員に相当する人 ・AQ8に回答された取締役以外で、BQ1の回答範囲に含まれる企業の取締役 (例：自社が持株会社の場合の事業会社の取締役、合算回答の場合の自社以外の取締役)を合わせてお答えください。 いずれも該当者がいない場合は総人数のみ0人とお答えください。 ※監査役・相談役・顧問は除きます。
部長相当職	部長および職務の内容及び責任が同等の人または、2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)の組織の長を指します。 (厚生労働省 賃金構造基本統計調査 に準拠)
課長相当職	課長および職務の内容及び責任が同等の人または2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)の組織の長を指します。 (厚生労働省 賃金構造基本統計調査 に準拠)
ライン職	組織の長を指します。1組織に複数の長を置いている場合、実質的に複数の組織で構成されていれればいずれの人もライン職としてかまいませんが、組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事していない人は除いてください。
ライン職以外	副長、次長、補佐、代理、担当、専門職など、管理職と同等の職階だが組織の長でない人を指します。 ※副部長など、部長職未満の職位は、「部長未満課長相当職以上」に含めてください。 課長代理など、課長職未満の職位はいずれにも含まれません。

BQ5 職掌 について

【職掌についての基本的な考え方】

総合職	管理職、および将来管理職となることを期待された幹部候補の正社員。 (本社以外の地域に事業所がある場合)地域間や海外など転居を伴う転勤がある職掌です。
専門職	総合職相当の職責を担うが、特に一般的な採用枠とは別に資格要件などが定められていたり人事管理上の扱い(給与体系や異動など)が総合職とは異なる正社員。
地域限定総合職	総合職相当の職責を担うが、通常の総合職とは別に、転居を伴う転勤がないことが契約で定められている正社員。
現業職	主として生産、販売、運輸・通信、保守、サービス等の業務に直接従事する正社員。 支店や工場などの事業所単位で採用され、原則として転居を伴う異動がない職掌です。
一般職	総合職に該当する正社員とは人事管理上の扱いが異なる、定型的・補助的な業務を行う正社員。 事業所単位で採用されることが多く、原則として転居を伴う異動がない職掌です。

※ここでの総合職とは貴社内での呼称に関係なく、「転勤などを伴う異動の対象者」「管理職候補」など一般的にみて総合職相当の職責を担う正社員を指します。採用時に職掌の区分が一切ない場合は、総合職=100%とご回答ください
※ただし、総合職と職責や給与水準が変わらなくても、地域限定の契約であれば「地域限定総合職」としてご回答ください
※ここでの専門職とは国家資格など高度な専門性を有する、総合職相当の職責を担う正社員を指します。

当調査の定義上、「特定職」「専任職」などはほとんどの場合、専門職ではなく現業職または一般職に該当します。

【回答のご記入方法:具体例】

- 採用時に職掌の区分がない場合
全ての社員が総合職であるとみなします。総合職=100%とご回答ください。
- 採用の区分が「総合職」「一般職」等でなく「事務職」「営業職」「技能職」等である場合
文系・理系の別や学卒の別でなく、地域間異動や職種間異動の有無でご判断ください。
専門的な業務に従事していても、採用の段階で職種を限定せず採用している場合は「専門職」ではなく「総合職」と考え、「総合職」に含めてご回答ください。
一般的には、「事務職」「営業職」「技能職」などはいずれも「総合職」に該当します。
- もともと事業所が一地域にしかないなど、会社全体として転居を伴う異動がない場合
「地域限定総合職」ではなく「総合職」扱いとなります。
「総合職」「専門職」「一般職」の区分は、職種間異動の有無や職責、昇進の差などでご判断ください。
- 管理職という職掌が「総合職」「一般職」等の職掌とは別に定められている場合
管理職も「総合職」に含めてご回答ください。
- 職掌が明確に分かれており、「総合職」以外の職掌でも管理職がいる場合
職掌を優先し、一般職や地域限定総合職の管理職は「一般職」「地域限定総合職」としてご回答ください。
- 「総合職」と「専門職」の判別に迷う場合
人事管理上、明確な区分がなく判別に迷う場合は、全て「総合職」としてご回答ください。
- 「専門職」の具体例
研究員、薬剤師、会計士、弁護士、証券アナリスト、アクチュアリー、エコノミスト等が該当します。
介護職、栄養士職、プログラマー、クリエイター等は企業により「専門職」に区分される場合と「現業職」に区分される場合があると考えられます。総合職と比較した場合の職責や昇進の差などでご判断ください。

BQ5 職種 について

【職種についての基本的な考え方】

営業	一般的な営業部門の方が該当しますが、保守業務が中心となる営業職は「流通・販売・サービス」に含めてください。
研究開発・設計	主にDQ11の「研究職」「商品開発職」に該当する方になります。
企画・マーケティング	事業、製品、商品の企画・立案や市場調査を行っている部門の方が該当します。 また、顧客企業に対しコンサルティング等を行う部門もこちらに含めてください。
生産・製造	製造業の場合、工場、作業所等で製品の製造加工を行う部門の方が該当します。 非製造業の場合、自社の商品となるコンテンツ等を制作する部門の方が該当します。 また、上記に関わる調達部門の方もこちらに含めてください。 ex.)ソフトウェア開発、プログラマー、コンテンツ・番組制作、記者、建設、農林水産業、鉱業
流通・販売・サービス	窓口や店舗などで直接顧客と接したり、アフターサービスなどを担当する部門の方が該当します。 また、商品を輸送する部門の方も含めてください。 ex.)保守、ドライバー、飲食店・小売店の店舗業務全般、コールセンター
その他	いわゆる本社部門のうち、営業、研究開発・設計、企画・マーケティングに該当しない方を想定しています。全社的な経営企画や広報・IRはこちらに含めてください。 ex.)総務、経理、人事、社内インフラ保守、経営企画、広報

【回答のご記入方法:具体例】

- 営業事務など、バックオフィス担当が各部門に点在している場合
おおよその割合でご回答いただければ結構ですので、人数割合としてさほど多くなければ、営業事務の方は営業に含むなど、部署単位でお考えいただいて構いません。
- 貿易業務で輸出・輸入の両方を行っている場合
貴社の輸出货量・輸入量によって判断してください。
輸入が多い場合や工場で業務を行っている場合は「生産・製造」、輸出が多い場合は「流通・販売・サービス」が近いと考えられます。

BQ12 休日 について

【各設問の算出方法】

■b. 所定休日日数

法定休日＋法定外休日。有給、無給を問わず全正社員が取得可能な休日を指します。事業所や職種によって異なる場合は、該当人数が最も多い条件でお答えください。

■b. 平均休暇取得日数

法定の年次有給休暇および特別休暇の取得日数の1人当たり平均

所定休日、代休、振替休日、欠勤、休職は除いてください。

特別休暇は、種類や有給・無給を問いませんが、就業規則に定められたもののみ含めてください。

■c. 年次有給休暇の取得状況別人数

法定の年次有給休暇のみで、繰り越し分の取得日数は含みますが、特別休暇等は含まれません。

BQ14 メンタルヘルス休職・退職 について

【休職・復職・退職の算定について】

・集計期間前からの休職者も①休職者に含めてください。(例1)

・期間中に複数回休職と復職を繰り返した場合も、1人としてカウントしてください。(例2)

・一度復職しても、その後休職や退職し現在復職していない場合は②復職済みから除いてください(例2、3)

・有休(繰越分含む)は休職に含めません。休職を経ない退職も③退職者に含めてください。(例4)

	16年3月以前	16年4月～19年3月	2019年4月以降		①休職	②復職	③退職
例1	在職→	→休職	→復職	⇒	○	○	×
例2	在職→	→休職	→復職	→休職	⇒	○	×
例3	在職→	→休職	→復職	→退職	⇒	○	○
例4	在職→	有休	→退職	⇒	×	×	○

BQ25 育児休業・介護休業 について

育児・介護休業については、ご回答の対象となる期間に注意してください。

・育休から復帰後に、再び育休取得した場合もb育休は1人としてカウントしてください。(例1)

・現在産・育休中の人や退職した人はc就労中人数には含めないでください。(例2)

・産休後、育休を取得せず復帰した人は、b育休には含めず、c就労中人数には含めてください。(例3)

・17年4月～18年3月に産休されていない方は、全ての項目から除いてください。(例4)

	2017年3月以前	17年4月～18年3月	2018年4月以降	現在→		a産出	b育休	c復帰			
aの範囲	この期間に本人または配偶者が産出した方				⇒	○	○	×			
bの範囲	aの人のうち、この期間に育児休業を取得した方(現在取得継続中の方も含める)				⇒	○	○	×			
cの範囲	aの人のうち、現在復帰している方				⇒	○	×	○			
例1	産前	産後	育休取得	復帰	産前	産後	育休	⇒	○	○	×
例2		産前	産後	育休取得				⇒	○	○	×
例3		産前	産後	復帰				⇒	○	×	○
例4	産前	産後	育休取得	復帰				⇒	×	×	×

BQ38 給与 について

原則として、有価証券報告書の「平均年間給与」の計算に含まれる勘定科目を想定しています。

【含めていただきたいもの】

■労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている算定方法によって支給される給与

※手取り額ではなく、給与総額(労働者が負担すべき税金や社会保険料などを控除する前の金額)

ex.)基本給、超過勤務手当、休日出勤手当、家族手当、住宅手当

■賞与、臨時に支払われた現金給与など

【除いていただきたいもの】

□退職金、退職給付費用

□役員に支払われる人件費(役員報酬、役員賞与、役員退職慰労金等)

□税金や社会保険料などのうち、事業者負担分(法定福利費)

CQ6～CQ9 イノベーションと市場開拓の考え方

イノベーション、市場開拓については、捉え方によって様々な部門が該当するかと思いますが、あえて厳密な定義はしておりません。CQ6やCQ8にあるような内容に該当していれば、何について回答しても構いません。できるだけ、他社と比べて自信のある分野を中心にご回答いただければと思います。

なお必ずしも以下の例に従う必要はありませんが、業種ごとに想定される部門・分野の例としては以下になります。

想定される内容(例)	イノベーション	市場開拓
製造業(素材)	基礎研究	企業ブランド構築、M&A
製造業(加工・組立)	商品開発、工場・物流のプロセス改善	販促、アフターサービス、海外進出
非製造業(インフラ関連)	基礎研究、オープンイノベーション	保守サービス、ビッグデータ活用
非製造業(サービス)	テクノロジーを活用した新サービスの開発	顧客とのコミュニケーション活動、ビッグデータ活用
非製造業(飲食・小売等)	工場・物流のプロセス改善、商品の共同開発	販売チャネルの変革、SNSを活用した販促活動

CQ12 テクノロジーの導入・活用 について

先進的である根拠、導入の効果は両方書いても、片方だけでも構いません。(両方書かないと評価上不利になるということはありません)ただし、高評価のためには先進性、効果のいずれかが突出している必要がありますので両方埋められる事例であることより貴社をアピールできる事例であることを重視してください。

【先進性について】

- ・新聞紙面で取り上げられるようなレベルの、他社に先んじている内容
- ・まだ定量的に表せるような効果が出ていなくてもOK
- ・技術自体が先端でなくても、その技術を使った取り組みが先進的なものであればOK
- ・自社製品・他社製品は問いません

【効果について】

- ・金額、時間、数量など定量的な指標で効果が表現できて、その効果の大きさが客観的に分かる内容
 - ・テクノロジー自体はありきたりでも構いません
- ※効果は概数でもよいので、**客観的に分かる指標**でご記入ください。例)20%向上、約3割削減など

DQ10 ICT投資 について

【含めていただきたいもの】

- ハードウェア関連支出(コンピュータ・周辺機器)
コンピュータとその周辺機器の減価償却費、レンタル・リース費用
- ハードウェア関連支出(通信機器関連)
有線電気通信機器(固定電話機など)、無線電機通信機器(携帯端末など)、映像音響機器(デジタルカメラ、ICレコーダなど)の減価償却費、レンタル・リース費用
- ソフトウェア関連支出
ソフトウェアの減価償却費、レンタル・リース費用、固定資産計上されないソフトウェアの購入費用、自社開発ソフトに関する支出、情報システムのコンサルティング料など
- サービス関連支出
処理サービス料(SaaS、ASP使用料など)、運用保守委託料、データ作成/入力費
情報セキュリティ関連専門サービス料(脆弱性診断、監視、フォレンジックなど)
ITに関する教育研修費・外部派遣要員の人件費、データセットの使用料など

【除いていただきたいもの】

- 通信回線使用料、消耗品費、情報システム部門の社内人件費
- データセンターの利用料、コンピューター室の借室料や償却費、電力料、共益費・補修費、輸送費
- ITの教育・研修に関わる社内の人件費
- 顧客からの受託業務に関わる支出

DQ17 顧客との接点となる職種 について

職種 のそれぞれの選択肢では、以下のような職種を想定しています。

- アカウント営業、ルート営業
主にBtoB取引において、既存の顧客ごとに担当者を決めて日常的に顧客と接している人
または、BtoB・BtoC問わず、地域ごとに担当者を決めて日常的に顧客と接している人
- サポートセンター、カスタマーセンター
主に電話やメールで対応を行う人を想定していますが、実店舗で対応するカスタマーデスクなどの人も含みます
複合機のサポート担当など、消耗品補充や修理を行う人も含みます。
- システムエンジニアなど客先常駐
システムエンジニアや販売員などで、本社や自社の支店・店舗ではなく顧客企業や顧客の店舗などに派遣され、大半の時間を派遣先で過ごしている人
- 店舗・窓口スタッフ
小売業、飲食業などで、商品を販売するための接客を中心に行う人
また金融業や通信・サービス業などのローカウンターで接客対応を中心に行う人
- その他のサービススタッフ
顧客に直接対面してサービスを行う人全般で、上記に含まれない人
保育・介護スタッフ、塾や研修などの講師、駅員、スポーツインストラクターなど
運送会社の配達スタッフなども、直接顧客と接するのであれば含みます。

DQ19 市場規模・占有率 について

「事業」「製品・商品」の捉え方は企業ごとに異なるため、厳密には規定しておりません。
また、正確な市場規模・市場占有率が分からない市場の場合は、貴社推計値などで構いません。
ただし、「市場規模」と「市場占有率」が必ず対応するようにご回答ください。

→「市場規模」×「市場占有率」＝貴社グループの当該事業（製品・商品）の売上高

【一般的に市場占有率を売上高で把握していない業界の場合】

市場占有率は原則、売上高ベースでのご回答をお願いしていますが、一般的に市場占有率を売上高ベースで把握しない業界に関しては、アニュアルレポートや事業報告書などで一般的に使用される単位のベースで市場占有率をご回答いただいても構いません。
その場合、(3)の下段の「取扱高・数量値等」の欄に、市場規模を単位付きでご記入ください。
※金融業、ポータル事業等の市場規模は金額ベースですが、売上高ではないので下段に記入してください。

業種	ご回答ベースの例	ご記入例
建設業	受注高	受注高xxxx億円
通信業	契約者数	xxxx万人(年間契約者数)
ネットサービス業	PV	xxxx億PV

銀行・証券・保険業を主たる事業とする企業様のご回答方法について

金融業（銀行・証券・保険業）が主たる事業の場合は、設問を以下のように読み替えてご回答ください。

■AQ2a BtoC比率

- 銀行業 → 貸出金残高のうち個人向け貸出金（住宅ローンなど）の割合
- 証券業 → 受入手数料のうち、個人口座の証券取引の手数料収入
（把握していない場合は、相対取引でない通常の市場取引での手数料収入で代替可）
- 保険業 → 保有契約残高のうち個人契約の割合

■AQ2b 総売上高に占める海外向け売上の比率

- 有価証券報告書のセグメント情報中の「地域ごとの情報」の記載方法に準拠しています。
- 銀行業 → 経常収益に占める国際業務経常収益の比率
- 証券業 → 純営業収益に占める海外純営業収益の比率
- 保険業 → 正味収入保険料（損保）および生命保険料（生保）に占める海外の比率

■BQ1SQ2 決算数値

以下の内容に読み替えてご回答ください。

調査項目	銀行	証券	損保	生保
売上高	経常収益	営業収益	経常収益	経常収益
製造原価および 販管費中の人件費	営業経費中の 人件費	営業経費中の 人件費	事業費中の 人件費	事業費中の 人件費
製造原価および 販管費中の減価償却費	営業経費中の 減価償却費	営業経費の 減価償却費	事業費中の 減価償却費	その他経常費用中の 減価償却費
営業利益	業務純益	営業利益	経常利益	基礎利益

■DQ10 研究開発費

以下に該当する金額をご回答ください(人件費含む)。なお、一部項目の金額が不明または非公表の場合には、全ての項目の合計ではなく一部項目の合計でも構いません。

- ・新しい金融商品の企画立案、開発のための費用
- ・市場調査のための費用
- ・シンクタンク・コンサルティング等の事業における分析手法や分析ツールの開発費用

■DQ11 研究開発職

金融業の場合、以下のような職種が想定されます。

研究職: エコノミスト、アナリスト、ストラテジスト、クオンツ、アクチュアリー

商品開発職: 金融商品開発

■DQ19 市場規模と市場占有率

市場規模と市場占有率は、原則として以下のベースでご回答ください。

ただし、以下のベースでの回答が難しい場合には、貴社の回答可能なベースで構いません。

市場規模は売買高等の金額であっても、「売上高ベース」の欄ではなく、下段の「取扱高・数量値等」の欄にご記入ください。

銀行業 → ご回答不要です

証券業 → 売買高

保険業 → 収入保険料

「主たる事業」は、市場規模と市場占有率をセットでご回答いただければ

範囲の広さは問いません。通常、ディスクロージャー誌などで記載している範囲でご回答ください。

(例)証券業 → 東証の株式売買高(大手証券など)、個人売買高(ネット証券など)

保険業 → 自動車保険の正味収入保険料、個人生命保険の収入保険料

貴社が非上場である場合(調査票表紙左上のコードが5桁の企業様)のご回答方法について

■BQ1SQ2 2018年度決算数値

生産性を算出するために必要な設問となっています。

全て埋まっていないと評価ができないということはありませんが、可能な範囲でお答えください。

■EQ34 2016~2018年度決算数値

SDGs経営調査の評価で使用します。

回答が無いと評価が下がる可能性がありますので、できるだけご回答ください。

自社を親会社とした連結決算を行っている場合は、連結決算の数値をお答えください。

他社を親会社とした連結決算の回答はできません。

【外資系企業様のご回答方法】

■AQ2~6 事業内容、拠点など

グループ全体ではなく、日本法人についてお答えください。

ただし拠点については、日本法人で採用した従業員が常駐していれば、拠点ありとみなして構いません。

AQ6のコーポレートサイトはグローバルサイトについてお答えください。

■CQ1 開示している内容

【貴社が外資系企業など、貴社よりも大きいグループ企業の傘下である場合の回答方法】に記載のルールが原則となりますが、外資系企業で情報公開が全世界ベースの場合、貴社(日本法人)の社名が明記されていなくても、地域別で「Japan」「Asia」「East Asia」など、ある程度地域が特定された形で開示されていれば「3.自社の数値を開示している」とみなして構いません。

■CQ5~9 KPIに関する設問

日本法人としてのKPIが定められていない場合、アジア地域など地域単位でのKPIでも構いません。

■DQ10 研究開発費

本国がグループでR&Dを実施している場合も、ご回答が可能です。

ただしその場合、ご回答欄の下の「グループ売上高」の欄に、分母となるグループの売上高(日本円換算)を必ずご記入ください。分母と分子(研究開発費)を対応させてご回答いただけない場合、記入は不可です。

■DQ20~24 海外進出

日本法人で回答する場合は、原則ご回答対象外となります。

ただし、日本法人がアジアを管轄しているような場合は、アジア圏を海外進出として扱っても問題ありません。

EQ21 環境負荷データの定義について

■設問全体

常に2018年度実績をベースに前後の年度についても比較可能な数値をご記入ください。
工場(事業所)の新設など、拠点が増えた場合は自然増とみなし、新設拠点を含めたデータをご記入ください。
その際の前年度や前々年度は新設前のデータをそのままご記入ください。
新設ではなく、合併や新規グループ編入などで把握する拠点が増えた場合の前年度は推計値または遡って取り直したデータのいずれかで算出してください。

■温室効果ガス排出量

使用電力量を各電気事業者別に算出できる場合はその電気事業者の実排出係数を、使用電力量の内訳が不明な場合は代替値で計算し、ご記入ください。
炭素クレジットを使い排出量を削減した場合は、炭素クレジット使用前の数値をご記入ください。
また、事業所として再生可能エネルギー発電施設を有する場合で、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」等により他社へ売電を行っている場合は、総排出量からオフセットすることはできません。
各温室効果ガスの排出量の算出にあたっては、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の「算定方法・排出係数一覧」(下記URLを参考)を使用してください。

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

※電力分に関しては、各電気事業者別に算出できる場合は、実排出係数を使用して算出してください。

内訳が分からない場合は、同一覧の代替値で算出ください。

※2019年度見込は2018年度の係数に準じてください。

※海外の換算係数は当該国において単位変換のための標準単位が定められている場合にはそれに準じ、ない場合は国内に準じてください。

■温室効果ガス排出量原単位

ここでの原単位は当設問で算出した温暖化ガス総排出量を基に計算してください。

※個別の原単位のみで管理している場合は、原単位算出の分子となる温暖化ガス総排出量が最も大きい製品・拠点などの原単位をご記入ください。

※生産高で原単位管理している場合は、名目生産高でご記入ください。特に電機・電子業界の企業はご注意ください

■消費電力量

事業所として再生可能エネルギー発電施設を有する場合で、発電電力を自社消費している分は消費電力量としてカウントしてください。

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」等による他社への売電分は、消費電力量から減じることはできません。

■再生可能エネルギー

自社・グループ拠点内に設備を置いての利用か、グリーン電力証書、再生可能エネルギー由来の炭素クレジット等、再生可能エネルギー由来であることが証明できるもののみとします。

■廃棄物

廃棄物等のデータ算出にあたっては、環境省「環境報告のための解説書～環境報告ガイドライン2018年版対応～参考資料」の4.資源循環11～13ページの定義に基づいた算出方法を推奨します。

http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/3_sankoushiryou_all_190411.pdf

■廃棄物等総排出量

事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計で、事業者がその敷地外(管理外)に、排出・搬出したもの(製品・サービス等の提供に伴い出荷したものを除く)、敷地内で埋め立てたものの重量すべてを合計して算出します

■廃棄物最終処分量

廃棄物等の埋立処分量(自社の最終処分場に最終処分された分含む)及び埋立が予想される中間処理・再資源化後の残渣や残滓を合計して算出します。

日経「SDGs経営」調査における環境負荷データの追加回答について

EQ21 環境負荷データの設問のみ、回答の追加または修正が可能です。

追加回答期間：8月26日（月）～9月6日（金）

- ・専用の追加回答用調査票ファイルを以下のURLからダウンロードしてご回答ください。
追加回答期間からダウンロード可能になります。
- ・URL、ID、パスワードは以下になります。全て元の調査と異なりますのでご注意ください。

■追加調査用URL、ID、パスワード

URL	https://brs.nikkei-r.co.jp/sdgs2019r/		
貴社ID		貴社パスワード	

- ・元の調査票ファイルでの回答は受け付けません。必ず追加回答用調査票ファイルでご回答ください。
- ・当設問以外の回答の修正は一切受け付けません。
- ・特に追加・修正が無い場合はアップロード不要です。
- ・修正を予定されている場合、当初の回答提出時はEQ21の回答は空白でも構いません。
修正後の回答のみを評価に使用いたします。

日経「SDGs経営」調査における公表データの利用について

企業価値向上やガバナンスを評価するにあたり、調査票の回答だけでなく、公開情報からも評価を行います。
※使用する指標について変更の可能性があります。
※非上場企業の場合は、一部を調査票EQ34・35でお伺いします。

■財務データ

- ・売上高営業利益率の水準および増減
- ・ROICの水準および増減
- ・ROEの水準および増減
- ・時価総額の増減

■ガバナンスデータ

- ・株式持比率
- ・株式安定保有比率
- ・買収防衛策の有無
- ・取締役会人数
- ・独立社外取締役比率
- ・女性の役員比率
- ・取締役と執行役員の兼任比率
- ・業務執行役員取締役比率
- ・相談役・顧問などの有無
- ・決算発表タイミング
- ・英文開示資料の有無(株主招集通知)
- ・英文開示資料の有無(海外投資家向け説明会)

調査に関するお問い合わせ先

株式会社日経リサーチ

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル

担当:コンテンツ事業本部 編集企画部 山口、藤巻、有田、原、堀江

TEL:03-5296-5198 FAX:03-5296-5140

<お問い合わせ受付時間:平日10:00～18:00 但し12:30～13:30は除きます>

e-mail: sw-survey@nikkei-r.co.jp

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
9	レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
10	国内および国家間の不平等を是正する
11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性の経済的資源に対する同等の権利、ならびに基本的サービス、オーナーシップ、および土地その他の財産、相続財産、天然資源、適切な新規術、およびマイクロファイナンスを含む金融サービスへの管理を確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な立場にある人々のレジリエンスを構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的打撃や災害に対するリスク度合いや脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困撲滅のための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの多大な資源の動員を確保する。
1.b	各国、地域、および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを設置し、貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援する。
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食糧を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育障害や衰弱について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養失調を撲滅し、若年女子、妊婦・授乳婦、および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地その他の生産資源、投入財、知識、金融サービス、市場、および付加価値や非農業雇用の機会への平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民族、小規模な家族経営の農家、牧畜家および漁師をはじめとする、小規模食糧生産者の農業生産性および所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、持続可能な食糧生産システムを確保し、生産性および生産の向上につながるレジリエントな農業を実践することにより、生態系の保全、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水その他の災害への適応能力向上、および土地と土壌の質の漸進的改良を促す。
2.5	2020年までに、国内、地域、および国際レベルで適正に管理および多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育動物・家畜、およびその近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づく遺伝資源および伝統的な関連知識の活用による便益へのアクセスおよび公正かつ公平な共有を推進する。
2.a	国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発、および植物・家畜遺伝子バンクへの投資を拡大し、開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産の強化を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、あらゆる形態の農産物輸出補助金および同一の効果を伴うすべての輸出措置の並行的廃止など、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正および防止する。
2.c	農産物商品市場およびデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食糧備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にすることにより、食糧価格の極端な変動に歯止めをかける。
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児および5歳未満時の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染症疾患 (NCD) による早期死亡を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する。
3.5	麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育、およびリプロダクティブ・ヘルスの国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関するヘルスクエアをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政保障、質の高い基礎的なヘルスクエア・サービスへのアクセス、および安全で効果的、かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンのアクセス提供を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および病気の件数を大幅に減少させる。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
3.a	すべての国々において、たばこ規制枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼしている感染性および非感染性疾患のワクチンおよび医薬品の研究開発を支援する。また、ドーハ宣言に従い安価な必須医薬品およびワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護およびすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を完全に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国において保健財政、および保健従事者の採用、能力開発・訓練、および定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康リスクの早期警告、リスク緩和およびリスク管理のための能力を強化する。
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ有効な学習成果をもたらす、自由かつ公平で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い早期幼児の開発、ケア、および就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、安価で質の高い技術教育、職業教育、および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、ディーセント・ワークおよび起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者および成人の大多数(男女ともに)が、読み書き能力および基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにする。
4.a	子ども、障害、およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国およびその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚、および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ、および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口開発会議 (ICPD) の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検討会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ、および土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
6.3	2030年までに、汚染の減少、有害な化学物質や物質の投棄削減と最小限の排出、未処理の下水の割合半減、およびリサイクルと安全な再利用を世界全体で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合的な水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、廃水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力とキャパシティ・ビルディング支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率、および先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究および技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性、およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワーク、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための迅速で効果的措置の実施、最も劣悪な形態の児童就労の禁止・撲滅を保障する。2025年までに少年兵の徴募や利用を含むあらゆる形態の児童就労を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地元の文化・製品の販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険、および金融サービスへのアクセス拡大を促進する。
8.a	後発開発途上国のための拡大統合フレームワークなどを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略および国際労働機関 (ILO) の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
9.1	質が高く信頼できる持続可能かつレジリエントな地域・越境インフラなどのインフラを開発し、すべての人々の安価なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用およびGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーンおよび市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術的支援の強化を通じて、開発途上国における持続可能かつレジリエントなインフラ開発を促進させる。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策、および慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	グローバルな国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された人の移動政策の実施などを通じて、秩序の取れた、安全で一定的かつ責任ある移動やモビリティを促進する。
10.a	世界貿易機関 (WTO) の協定に従い、後発開発途上国をはじめとして、開発途上国に対する差異のある特別な待遇の原則を実施する。
10.b	後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国をはじめとするニーズが最も大きい国々を対象に、各国の計画やプログラムに従って、政府開発援助 (ODA) および外国直接投資を含む資金フローを促進する。
10.c	2030年までに、移動労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅および基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産および自然遺産の保全・開発制限取り組みを強化する。
11.5	2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に重点を置き、水害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都市部の一人当たり環境影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性・子ども、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
11.a	各国・地球規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部、および農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対するレジリエンスを目指す総合的政策および計画を導入・実施した都市および人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政および技術的支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつレジリエントな建造物の整備を支援する。
12.1	持続的な消費と生産に関する10年枠組みプログラム（10YFP）を実施し、先進国主導の下、開発途上国の開発状況や能力を勘案し、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じて化学物質やすべての廃棄物の環境に配慮した管理を達成し、大気、水、土壌への排出を大幅に削減することにより、ヒトの健康や環境への悪影響を最小限に留める。
12.5	2030年までに、予防、削減、リサイクル、および再利用（リユース）により廃棄物の排出量を大幅に削減する。
12.6	大企業や多国籍企業をはじめとする企業に対し、持続可能な慣行を導入し、定期報告に持続可能性に関する情報を盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
12.8	2030年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な生産消費形態を促進する科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	持続可能な開発が雇用創出、地元の文化・製品の販促につながる持続可能な観光業にもたらす影響のモニタリングツールを開発・導入する。
12.c	破壊的な消費を奨励する非効率的な化石燃料の補助金を合理化する。これは、課税の再編や該当する場合はこうした有害な補助金の段階的廃止による環境影響の明確化などを通じ、各国の状況に応じて市場の歪みを是正することにより行うことができる。また、その際は開発途上国の特別なニーズや状況を考慮し、開発への悪影響を最小限に留め、貧困層や対象コミュニティを保護するようにする。
13.1	すべての国々において、気候変動に起因する危険や自然災害に対するレジリエンスおよび適応力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減、および早期警告に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動や実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同動員するという、UNFCCCの先進締約国によりコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投下してグリーン気候基金を本格始動させる。
13.b	女性、若者、および社会的弱者コミュニティの重点化などを通じて、後発開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定や管理の能力を向上するためのメカニズムを推進する。※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
14.1	2025年までに、陸上活動による海洋堆積物や富栄養化をはじめ、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。
14.2	2020年までに、海洋および沿岸の生態系のレジリエンス強化や回復取り組みなどを通じた持続的な管理と保護を行い、大きな悪影響を回避し、健全で生産的な海洋を実現する。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響に対処し最小限化する。
14.4	2020年までに、漁獲を効果的に規制して、乱獲や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業および破壊的な漁業慣行を撤廃し、科学的情報に基づいた管理計画を実施することにより、実現可能な最短期間で水産資源を、少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる持続的生産量のレベルまで回復させる。
14.5	2020年までに、国内法および国際法に則り、入手可能な最適な科学的情報に基づいて、沿岸・海洋エリアの最低10%を保全する。
14.6	2020年までに、開発途上国および後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、差異のある特別な待遇がWTO漁業補助金交渉*の不可分の要素であるべきことを認識したうえで、過剰生産や乱獲につながる漁業補助金を禁止し、IUUにつながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖、および観光の持続可能な管理などを通じた、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的利益を増加させる。
14.a	海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを助産し、科学的知識の増進、研究能力の開発、および海洋技術の移転を行い、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋の健全性の改善と、開発における海洋生物多様性の寄与向上を目指す。
14.b	小規模・伝統的漁業者に対する、漁業および市場へのアクセスを提供する。
14.c	我々が望む未来のパラグラフ158にある通り、海洋および海洋資源保全・持続的利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) に反映されている国際法を実施することにより、海洋および海洋資源保全・持続的利用を強化する。
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地、および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復、および持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で植林と森林再生を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ、および洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を再生し、土地劣化ニュートラルな世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに生物多様性を含む山地生態系の保全を確保し、持続可能な開発にとって不可欠な便益をもたらす能力を強化する。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護および絶滅防止するための緊急かつ重要な対策を講じる。
15.6	国際合意に従って、遺伝資源の活用による便宜を公正かつ公平に共有できるよう推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密漁および違法な取引を撲滅するための緊急対策を講じ、違法な野生生物製品の需要・供給に対処する。
15.8	2020年までに、侵略的外来種の移入を防止し、これによる陸・海洋生態系への影響を大幅に減少させる。対策優先種の駆除または排除を行うための対策を導入する。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国家・地域の計画策定、開発プロセスおよび貧困軽減戦略、ならびに会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる供給源からの資金の動員および大幅な増加を行う。
15.b	あらゆるレベルにおいてあらゆる供給源から多大な資源を動員して持続可能な森林管理の資金を調達する。また、開発途上国に対して適切なインセンティブを提供し、保全や森林再生などの持続的な森林管理の向上を図る。
15.c	地域コミュニティの能力向上を通じた持続的な生計機会の追及などにより、保護種の密猟および違法な取引を撲滅するための取り組みに対する世界的支援を強化する。

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット一覧

番号	内容
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。
16.3	国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金および武器の取引を大幅に減少させ、盗難された資産の回復および返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型、および代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでのキャパシティ・ビルディングのため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規および政策を推進し、実施する。
17.1	課税および徴税能力の向上に向けた国際的な支援などを通じて、開発途上国の国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、多くの国が達成することをコミットしているODA/GNI比0.7%を開発途上国に、うち0.15～0.20%を後発開発途上国に提供することを含むODAコミットメントを完全実施する。ODA供給国が、少なくともODA/GNI比0.20%を後発開発途上国に提供するというターゲットを設定することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済および債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する。
17.6	科学、技術、およびイノベーションに関する北南協力、南南協力および地域的・国際的な三角協力を強化するとともにこれらへのアクセスを向上する。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、グローバルな技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及、および拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学・技術・イノベーション (STI) キャパシティ・ビルディング・メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	北南協力、南南協力および三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼったキャパシティ・ビルディングの実施に対する国際的な支援を強化し、すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援する。
17.10	ドーハ開発アジェンダにおける交渉完了などにより、WTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、平等な多角的貿易システムを促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	WTOの決定に従い、後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明、簡略的かつ市場アクセスに寄与するものとなるようにするなど、すべての後発開発途上国に対し、持続可能な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間およびリーダーシップを尊重する。
17.16	持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップのマルチステークホルダー・パートナーシップによる補完を促進し、それによるナレッジ、専門知識、技術、および資金源の動員・共有を通じて、すべての国々、特に開発途上国の持続可能な開発目標の達成を支援する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020年までに、後発開発途上国および小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置、およびその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取り組みを更に前進させ、開発途上国における統計に関するキャパシティ・ビルディングを支援する。